

平成27年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 次第

日 時 平成28年2月19日(金) 午前10時
場 所 小田原市役所3階 議会全員協議会室

1. 開 会

2. 議 題

報告事項

- (1) 橘地域におけるバス路線の見直しについて
- (2) 茨城県日立市におけるデマンド交通の取組み事例について
- (3) 沼代・明沢・上町地域における公共交通勉強会の実施について
- (4) 鴨宮方面への公共交通について
- (5) 小田原駅西口広場の見直しについて
- (6) バスの乗り方教室の実施について
- (7) まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化モデル構築事業について

協議事項

- (1) 小田原市地域公共交通総合連携計画の平成27年度事業実施状況の評価(案)について
- (2) おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり(案)について

3. 閉 会

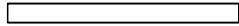
平成27年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会出席者名簿

区 分		会 員		備 考
		職 名	氏 名	
バス事業者	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野 村 尚 廣	代理出席 運輸部課長 勝又 幸司
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	杉 山 保 徳	
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	志 村 公 聖	
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部次長	平 岩 敦	
タクシー事業者	神奈川県タクシー協会 小田原支部	支部長	曾 我 良 成	代理出席 会員 長谷川 義明
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	幹事	川 上 一 男	
利用者・ 市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我連合自治会長	枝 野 吉 光	
	小田原市自治会総連合	橘北連合自治会長	武 藤 道 雄	
	小田原箱根商工会議所	経営支援課長	長 田 圭 司	監事
学識経験者	福島大学	准教授	吉 田 樹	会長
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	伊 澤 浩 明	
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	副所長	菱 川 龍	代理出席 専門職 大森 武司
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	西 山 俊 昭	代理出席 道路維持課長 中丸 博史
	小田原市	建設部長	柳 川 公 利	
国	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	永 島 和 弘	随行 運輸企画専門官 佐藤 俊介
県	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課長	寶 珠 山 正 和	代理出席 主事 吉澤 亮輔 監事
市	小田原市	都市部長	内 藤 日 出 男	副会長

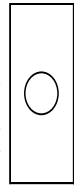
区 分		職 名	氏 名	備 考
事務局	小田原市	都市部副部長	片 野 誠 広	
		都市計画課長	狩 野 雅 幸	
		都市計画課副課長	西 浦 真 生	
		都市計画課主査	木 下 勝 広	
		都市計画課主事	錦 織 麻 呂	

平成27年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会座席表

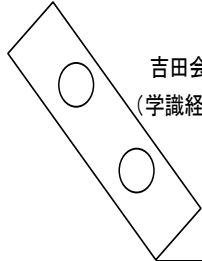
スクリーン



小田原市(事務局)



プロジェクター



吉田会長
(学識経験者)

内藤副会長
(小田原市)

傍聴者



野村会員代理
勝又様
(箱根登山バス株式会社)



杉山会員
(伊豆箱根バス株式会社)



志村会員
(富士急湘南バス株式会社)



平岩会員
(神奈川中央交通株式会社)



曾我会員代理
長谷川様
(神奈川県タクシー協会
小田原支部)



川上会員
(神奈川県交通運輸産業
労働組合協議会)



枝野会員
(小田原市自治会総連合)



寶珠山会員代理
吉澤様
(神奈川県)



永島会員
(国土交通省)



○ 随行
佐藤様

柳川会員
(小田原市)



西山会員代理
中丸様
(神奈川県)



菱川会員代理
大森様
(国土交通省)



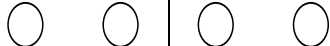
伊澤会員
(神奈川県小田原警察署)



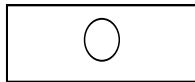
長田会員
(小田原箱根商工会議所)



武藤会員
(小田原市自治会総連合)



小田原市
(事務局)



小田原市
(事務局)

橋地域バス路線再編（案）



橘地域の公共交通（バス）に関するアンケート（案）

（鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線の新設について）

平成〇年〇月

橘地域は市内でも少子高齢化が進んでいる地域であり、今後、路線バスの利用者が減少すると予測されていることから、平成 25 年 3 月に策定された小田原市地域公共交通総合連携計画のモデル地域に位置づけられています。

当計画に基づき、橘地域の全自治会長で構成される橘公共交通検討会と地域住民で構成される同部会で橘地域の公共交通に関する課題の検討を行い、回覧等でお知らせしたとおり、現在、平成 28 年 3 月を目途にバス路線の再編による実証運行開始に向け、調整を進めているところです。

さて、平成 25 年 11 月に橘地域の全世帯とこゆるぎ来場者を対象に実施したアンケートにおいて、買い物や通院等の日常生活における外出先が「鴨宮方面の大型商業施設周辺」との回答が約 6 割であり、また、橘地域から当該地への直通運行についての意見もあったことから、現在、鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線の新設についても検討しているところです。

そこで、当該路線の新設の可能性を検討するため、橘北地域にお住まいの方を対象にご意見を伺うこととしましたので、本アンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、本アンケートの結果は当該路線だけでなく、今後の橘地域における公共交通の検討にも活用させていただきます。

橘公共交通検討会

小田原市都市部都市計画課

《本アンケートについて》

- 回答にあたっては、主にバスを利用している方（利用予定の方）がなるべく記入してください。
- 回答いただいたアンケートの内容は統計的に処理し、上記目的以外に使用することはありません。
- 選択式の設問では、該当する番号や選択肢の 1 つに〇印をつけてください。
また、記入式の設問は欄に具体的な数字や名称、意見等を記入してください。
- 記入いただきましたアンケートは、無記名のまま、〇月〇日（〇）までに、組長へ提出してください。

このアンケートに関するご質問などがございましたら、下記までお問い合わせください。

小田原市都市部都市計画課 交通政策係 富永・木下・錦織

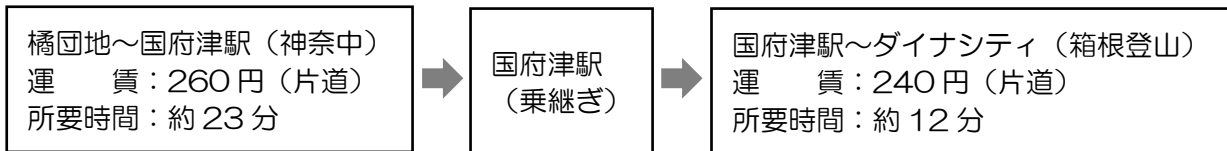
TEL：(0465) 33-1754 FAX：(0465) 33-1579

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

【参考】既存バス路線との比較

＜既存バス路線利用＞

- 橋団地～国府津駅路線を利用してダイナシティまで行く場合
(運賃合計：500円、所要時間：約35分+国府津駅での乗継ぎ時間)

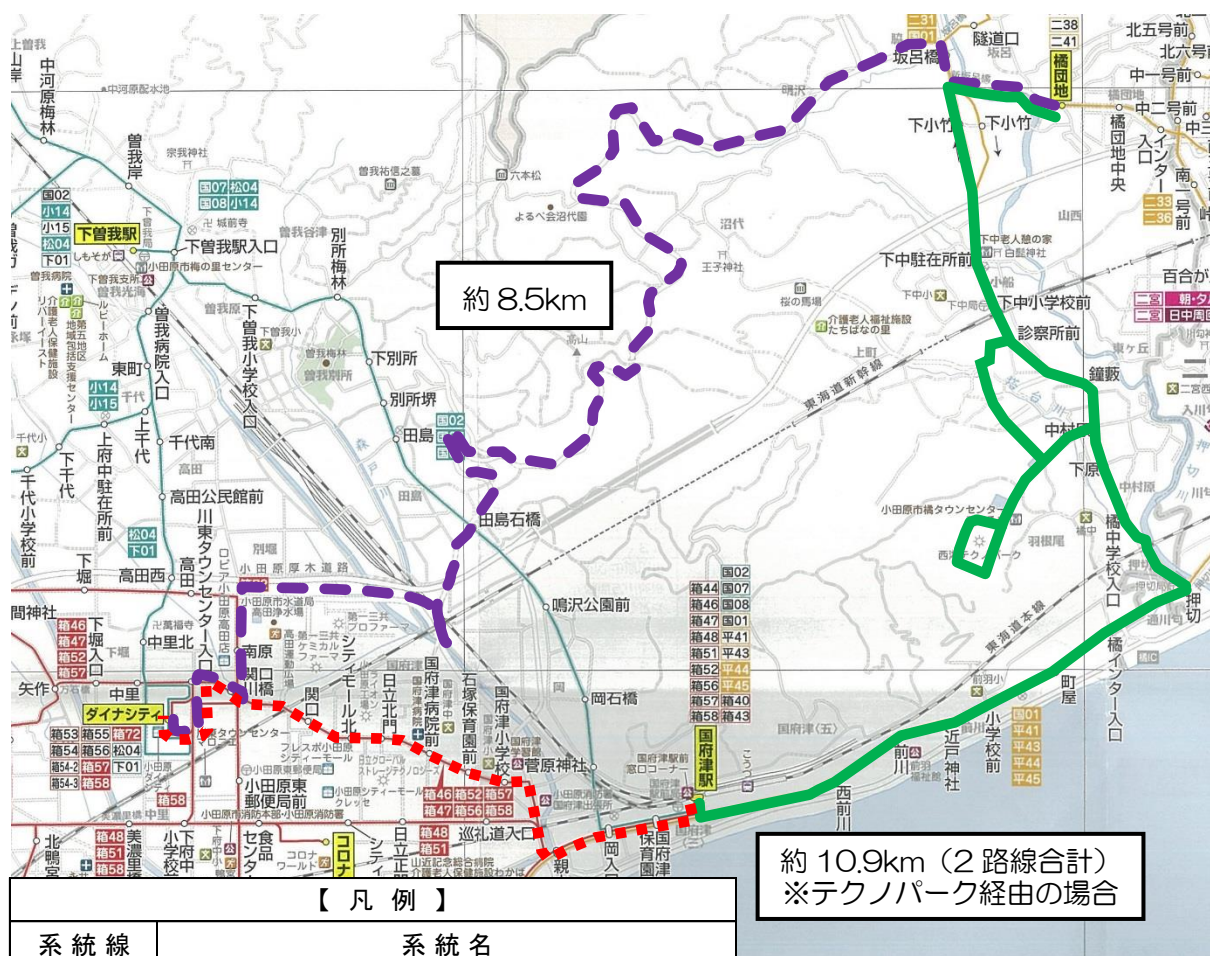


＜新設バス路線利用想定＞

- 橋団地付近から鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線を新設した場合の想定

橋団地付近～ダイナシティ (バス事業者及び起終点は未定)
 運賃：約500円 (片道) 予定
 所要時間：約35分 (仮に橋団地を起終点とした場合)
 ※広域農道を運行し、1便当たり最低6人以上の乗車が必要

【各系統のルート図】



約 10.9km (2路線合計)
 ※テクノパーク経由の場合

【凡例】

系統線	系統名	
	橋団地～国府津駅路線 (神奈中)	＜既存＞
	国府津駅～ダイナシティ路線 (箱根登山)	＜既存＞
	橋団地付近から鴨宮方面への新設路線	＜想定＞

橋地域の公共交通(バス)に関するアンケート 調査票

Q1. あなた自身についてお伺いします。

(1) お住まいの地域について

- ①中村原 ②小船 ③山西 ④上町 ⑤沼代 ⑥小竹(橋団地以外) ⑦橋団地
⑧東ヶ丘 ⑨川匂

(2) 性別について

- ①男性 ②女性

(3) 年齢について

- ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代
⑧80代以上

(4) 職業について

- ①会社員・公務員 ②自営業 ③パート・アルバイト ④専業主婦(夫)
⑤学生・生徒 ⑥無職 ⑦その他()

(5) 運転免許の有無について

- ①あり ②なし(返納済みを含む)

(6) 運転免許の返納について

- ①返納の予定はない ②返納を検討している(理由:)

(7) 日常生活における外出時の移動についての現在の状況及び将来(5年後及び10年後)の不安について

・現在の移動について

- ①一人で十分できる ②一人で何とかできる ③誰かの助けがあればできる
④できない

・将来(5年後)の移動について

- ①不安がない ②不安がある

・将来(10年後)の移動について

- ①不安がない ②不安がある

※右面にお進みください。

(8) 日常生活の主な交通手段、目的、行き先について

日常生活における主な交通手段、目的、行き先について、下記の【交通手段】、【目的】、【行き先】から1つずつ選択し、回答欄の左側から利用頻度の高い順に3つまでご記入ください。

なお、各項目で「その他」を選択された場合は、具体的な名称をカッコ内にご記入ください。

※回答例 日常生活の主な交通手段がバス、目的が買い物、行き先がダイナシティの場合

交通手段	目的	行き先
③	イ	C

【回答欄】 利用頻度の高い順に左側から3つまでご記入ください

交通手段	目的	行き先	交通手段	目的	行き先	交通手段	目的	行き先

【交通手段】

- ①自動車（自分で運転） ②自動車（家族等の運転） ③バス ④タクシー
⑤福祉施設等の送迎車両 ⑥バイク ⑦自転車 ⑧徒歩
⑨その他（ ）

【目的】

- ア. 通勤・通学 イ. 買い物・食事 ウ. 通院 エ. 業務（通勤以外）
オ. 公共施設（役所・図書館・公民館等） カ. 金融機関（銀行・郵便局等）
キ. レクリエーション施設・公園等 ク. その他（ ）

【行き先】

- A. 国府津駅 B. 二宮駅 C. ダイナシティ（西武・イトーヨーカドー等）
D. シティモール E. 西友（二宮） F. ロピア（小田原） G. ロピア（二宮）
H. マックスバリュ I. しまむらストアーたちばな店 J. 山近病院
K. 井上整形外科 L. ときわ内科クリニック M. 橘タウンセンターこゆるぎ
N. その他（ ）

(9) バスの利用について

- ①ほぼ毎日 ②週2~3回程度 ③週1回程度 ④月数回程度 ⑤年数回程度
⑥利用しない

※⑥と回答された方は(10)の回答は不要です。

(10) 主となる目的のバス利用の時間帯について

行き： _____ 時ごろ
帰り： _____ 時ごろ

※裏面にお進みください。

Q2. あなたにとって、橘団地付近から鴨宮方面への直通のバス路線の新設が必要かお伺いします。

- ① 必要である ②必要でない ③その他()

【理由】

Q3. 仮に、橘団地付近から広域農道を通してダイナシティ方面への直通のバス路線が新設された場合についてお伺いします。

(1) 利用頻度について

- ①ほぼ毎日 ②週2~3回程度 ③週1回程度 ④月数回程度 ⑤年数回程度
⑥利用しない

※⑥と回答された方は、(2)の回答は不要です。

(2) 運賃について(片道)

- ①400円未満なら利用 ②400円~500円なら利用
③500円~600円なら利用 ④600円以上でも利用
⑤その他()

Q4. 橘地域のバス等についてご意見等ありましたら、ご自由にご記入ください。

※アンケートは以上となります。

今後も、通院や買い物などの日常生活に欠かせない「おでかけ」に使える持続可能な公共交通ネットワークの維持・確保を目指してまいりますので、普段からバスを御利用いただき、路線バスの維持・確保について御理解くださいますようお願い申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

小田原駅西口ロータリーの見直し

資料 3



- ① 荷捌き駐車場のポール、チェーンを撤去
- ② 荷捌き駐車場に「荷捌き専用」等の表示及びライン引きを行う
(JR東海実施予定)

バス及びタクシー降車場への駐停車の抑制に資する路面表示を行う
(市実施予定)

平成27年度 小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価(案)

事業番号	事業名	実施主体	短期 (平成27年度)	中長期 (平成34年度)	事業実施状況 (平成27年度)	事業実施評価 (平成27年度)	
1	主軸路線の位置づけ・主要施設へのアクセス向上	交通事業者・行政	協議・実証運行等	実施	・橋地域のバス路線再編に伴い、橋タウンセンターこゆるぎへの経由を実施(H28.3.26予定)	A	
優先 2	乗継環境の円滑化	①ダイヤの改善	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・鉄道事業者からダイヤ改正情報入手し、バス事業者へ事前提供(御殿場線H28.2) ・橋地域のバス路線再編にあわせ鉄道ダイヤとの整合を図った(H28.3.26予定)	A
		②機能・重要度に応じた乗継拠点の整備	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・中村川沿いに設置されている押切バス停への安全対策として、注意看板の設置及び減速ドットの表示を実施(H28.2 神奈川県県西土木事務所が対応)	A
重点 3	ニーズに応じた路線バスの改善	①利用目的・時間帯等に配慮した運行	交通事業者・行政	協議・実証運行等	実施	・橋地域を運行する路線バスの見直し等の検討・協議(橋公共交通検討会を2回、部会を2回、説明会を6回、勉強会を2回開催) ・上記の検討・協議に基づくバス路線再編の実証運行を実施(H28.3.26予定)	A
		②おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり	市民・交通事業者・行政	協議後、一部実施	継続的实施	・ルールづくり素案を作成	B
最優先 4	分かりやすい情報提供	①バス停・行き先案内等の統一化	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施		C
		②主要バス停における共通時刻表・路線図・運賃表の掲出	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施		C
		③小田原駅における案内サインの改善・案内所の一元化	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備		C
		④駅前広場のレイアウト等の見直し	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・小田原駅西口広場のレイアウト見直し等についてJR東海を含めた関係団体等との協議を実施し、このうち西口広場における荷捌き場について、交通錯綜の解消に寄与する施策(チェーンの撤去等)の実施及びバス・タクシー降車場への駐停車抑制に資する路面表示の実施(H28.3予定)	A
		⑤バスマップの作成・配布	交通事業者・行政	継続的实施	継続的实施	・バスマップの配布(H27年度改訂、3月配布予定)	A
		⑥インターネットの活用等による情報提供の充実	交通事業者・行政	協議後、実施	継続的实施	・市ホームページへの橋地域のバス路線再編に伴う実証運行のダイヤ及び運行ルート等の掲載と橋地域の全世帯配布の実施(H28.2予定)	A
5	バリアフリー化の促進	①ノンステップバス・UDタクシーの導入推進	交通事業者・行政	継続的实施	継続的实施		C
		②バス停・バス停までのルートのバリアフリー化	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・中村川沿いに設置されている押切バス停への安全対策として、注意看板の設置及び減速ドットの表示を実施(H28.2 神奈川県県西土木事務所が対応、再掲)	A
6	路線バスの走行環境の向上	①駅前広場における路線バスの優先性の確保等	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・小田原駅西口広場のレイアウト見直しにおいて、バス・タクシー降車場の路面表示の改善舗装を実施(H28.3予定)	A
		②路線バス走行環境を支援する施策の展開	交通事業者・行政	協議、実証実験等	実施	・中村川沿いに設置されている押切バス停への安全対策として、注意看板の設置及び減速ドットの表示を実施(H28.2 神奈川県県西土木事務所が対応、再掲)	A
7	利用促進・交通需要マネジメント	①児童・保護者を対象としたバスの乗り方教室、児童作品の車内展示等	市民・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・バスの乗り方教室の実施(箱根登山バスH27.10 早川小・山王小の2校の2年生計63名) ・平成28年度バスの乗り方教室実施小学校の募集	A
		②商業施設・公共施設と連携した特典サービスの実施等	企業・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・大型商業施設であるダイナシティと当該商業施設に乗入れているバス事業者がタイアップし、「バスdeおでかけプロジェクト」を実施(H27.7.15～8.9:H27.11.3～H28.1.31)	A
		③企業と連携したエコ通勤の推進等	企業・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・西湘テクノパーク企業連絡協議会及び橋商工会に対してバス路線再編案の説明を行い、バス路線再編後の積極的なバス利用の啓発(H27.6～H28.3)	A

凡例 A:実施 B:協議・検討中 C:未実施

【計画全体評価】

--

おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり

おでかけ品質確保・向上のためのルール（素案）

（1）基本方針

本ルールは、「小田原市地域公共交通総合連携計画」で定める「おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり」により、買物・通院・通勤・通学などの日常生活に欠かせない移動手段である路線バス等の導入検討を行うものである。

※「小田原市地域公共交通総合連携計画」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、平成25年3月に小田原市の公共交通のあり方を定めた計画である。

1) 対象地域

小田原市全域において、路線バス等の地域公共交通の利用が不便な地域とする。

2) 対象となる地域公共交通

原則として路線バスの導入検討とする。

ただし、地域の実情・特性等により、路線バスの導入検討が困難な場合は、必要に応じてコミュニティバス（乗車定員11人以上）や乗合タクシー（乗車定員10人以下）等を検討することができる。

3) 役割分担

導入検討にあたっては、提案、検討、運行計画策定、実証運行、本格運行の手順で進めることとし、市民・交通事業者・行政が主体的に関与し、それぞれの役割を果たすものとする。

主体	役割
市民	要望者ではなく主体として、提案から利用まですべてのプロセスに参加し、利用することで公共交通を支える意識を持つ。
交通事業者	公共交通のプロフェッショナルとして、市民ニーズに即した効率的な運行を実現する。
行政	コーディネーター兼サポーターとして、関係者との調整、情報収集及び提供、その他支援等を行う。

○市民、交通事業者、行政のいずれもが提案者となることができるものとする。

なお、市民が提案する場合は、地域に住む5人以上のグループとする。

○原則として、市民・行政による地域検討組織を設立し、必要に応じて交通事業者も参画し、移動手段の確保に向けた取組を推進するものとする。

(2) 取組の手順

ここでは、市民からの提案についての手順を示す。

STEP1 提案

市民から路線バスの提案（地域住民5人以上のグループ）

STEP2 出前講座の開催

出前講座を開催し、「小田原市地域公共交通総合連携計画」の概要を周知

STEP3 路線バスの検討

① 地域住民・自治会等に地域検討組織の設立を確認

② 地域の実情及び特性の把握、課題の整理

③ 路線バスによる課題解決の検討

※路線バスの導入が困難であり、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する場合はSTEP6へ

報告



助言

STEP4 路線バスの実証運行計画の検討・協議

① 運行方法等を定めた実証運行計画の策定

② 実証運行計画の適切性に関する協議

③ 地域の市民等に対し、実証運行計画の説明及び合意の形成

④ 関係官庁等への確認、協議

報告



助言

STEP5 路線バスの実証運行（3年以内）

① 地域の市民・自治会等への説明会開催

② 運行に係る許可申請、バス停の設置、車両調達等の実証運行に向けた準備

③ 実証運行の周知、利用促進のPR

④ 実証運行を開始（3年以内）

⑤ 実証運行実績を随時確認し、実証運行計画の見直しも含め、本格運行への移行について協議

※運行継続条件を満たす場合は本格運行へ

※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了。なお、路線バス導入は困難だが、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する必要がある場合はSTEP6へ

報告



助言

路線バスの本格運行

小田原市生活交通ネットワーク協議会

STEP6 コミュニティバス・乗合タクシー等の検討

コミュニティバス・乗合タクシー等による課題解決の可能性の検討
※コミュニティバス・乗合タクシー等が困難な場合は取り組みを終了

報告

助言

STEP7 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行計画の検討・協議

- ① 運行方法等を定めた実証運行計画の策定
- ② 実証運行計画の適切性に関する協議
- ③ 地域の市民等に対し、実証運行計画の説明及び合意の形成
- ④ 関係官庁等への確認、協議

協議

承認

STEP8 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行（3年以内）

- ① 地域の市民・自治会等への説明会開催
 - ② 運行に係る許可申請、バス停の設置、必要に応じて車両の調達
 - ③ 実証運行の周知、利用促進のPR
 - ④ 実証運行を開始（3年以内）
 - ⑤ 定期的の実証運行実績を確認し、実証運行計画の見直しも含め、本格運行への移行について協議
- ※運行継続条件を満たす場合は本格運行へ
※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了

協議

助言

小田原市生活交通ネットワーク協議会

コミュニティバス・乗合タクシー等の本格運行

※小田原市生活交通ネットワーク協議会は、学識経験者、市民代表、交通事業者、行政等が構成員となり、市民ニーズを見極め、地域公共交通のあり方を議論する場である。

支援基準と運行継続条件

地域公共交通	支援基準	運行継続条件 (案件ごとに設定)
路線バス	・行政支援は予算の範囲内で実証運行期間中の運行経費と収入（地域の会費、協賛金等を含む）の差額の1/2以内を補助	・設定した目標利用者数以上（1便平均〇人以上等）
コミュニティバス・乗合タクシー等	・行政支援は予算の範囲内で実証運行期間中の運行経費と収入（地域の会費、協賛金等を含む）の差額を補助	・設定した目標利用者数以上（1便平均〇人以上等）かつ収入が運行経費の〇%以上等

(3) 取組の内容

STEP 1 提案

○市民（5人以上のグループ）が提案者となり、行政へ提案することができる。

- ・○○駅へ行く路線バスがほしい
- ・既存バス路線のルートを変更してほしい・・・など

なお、提案の内容は、路線バスを最大限に活用することを前提としたものとする。

○行政は提案を受理し、提案があった地域の特性、公共交通機関の運行状況及びその利用状況等の現状を把握するとともに、必要に応じて、交通事業者や自治会等に対し、提案内容についての意見等を聴取する。

STEP 2 出前講座の開催

○地域公共交通の見直しを検討する考えがある地域において、事前に「小田原市地域公共交通総合連携計画」に関する出前講座を開催し、計画の概要を周知する。

STEP 3 路線バスの検討

○地域住民、自治会等が主体の地域検討組織を設置し、路線バスによる課題解決に向けて取り組む。

○地域検討組織は、提案内容の必要性、地域の特性や実情等を踏まえた課題の整理など、課題解決のための協議を行うとともに、需要などを把握するためのアンケート調査等についても必要に応じて実施する。

○地域検討組織・交通事業者は、連携して路線バスによる課題解決の可能性を検討する。

○行政は、小田原市生活交通ネットワーク協議会に対し、地域検討組織の設立及び取り組み内容等について報告する。

※路線バスによる課題解決が困難であり、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する場合はSTEP6へ。

STEP 4 路線バスの実証運行計画の検討・協議

- 路線バスによる課題解決の実現に向け、地域検討組織は、交通事業者と協議・調整を行い、運行方法・ダイヤ・ルート・車両・運行条件（1便平均〇人以上等）など実証運行に必要な計画案を策定し、地域住民及び自治会等と実証運行計画を実行するための協議を行い、合意形成を図る。
- 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、これまでの取り組み内容及び実証運行計画の報告を受け、その適切性（責任分担、行政支援等）に関する協議を行った上で計画に対する助言を行う。

STEP 5 路線バスの実証運行（3年以内）

- 地域検討組織は、地域住民、自治会等に対し、課題解決に向けた実証運行の実施について説明会を開催し、地域の同意を得る。
 - 交通事業者は、実証運行に係る許可申請、バス停の設置、車両の調達など、実証運行の開始に向けた準備を行う。
 - 地域検討組織は、地域住民及び自治会等に対し、実証運行の実施に向けた周知を行うとともに、利用促進のためのPRを実施する。
 - 交通事業者は、実証運行計画に基づいて3年以内の期間で実証運行を行い、利用者数や収支状況を随時把握するとともに、地域検討組織に報告する。
 - 地域検討組織は、交通事業者からの報告を基に運行状況を検証し、必要に応じて実証運行計画の内容見直しを行う。
 - 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、行政から実証運行の状況報告を受け、必要に応じて内容見直し等に関する助言を行う。
 - 地域検討組織・交通事業者は、実証運行期間中の状況を基に運行継続の判断について協議する。
- ※運行継続条件を満たす場合は本格運行へ。
※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了。なお、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する必要がある場合はSTEP6へ。

路線バスの本格運行

- 実証運行の結果、交通事業者が運行継続の判断をした場合および運行継続条件を満たす場合は、本格運行に移行する。

STEP 6 コミュニティバス・乗合タクシー等の検討

- STEP3 で設置した地域検討組織において、提案内容の必要性、地域の特性や実情等を踏まえた課題の整理など課題解決のための協議を行うとともに、需要を把握するためのアンケート調査等についても必要に応じて実施する。
- 地域検討組織は、他地域で導入されている先進事例の研究等、課題解決の可能性を検討する。
- 行政は、小田原市生活交通ネットワーク協議会に対し、地域検討組織の取り組み内容等について報告し、コミュニティバス等の導入についての助言を得る。
※コミュニティバス等による課題解決が困難な場合は、取り組みを終了する。

STEP 7 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行計画の検討・協議

- コミュニティバス等による課題解決の実現に向け、地域検討組織は、事業主体・運送主体・運行方法及び運行条件（1便平均〇人以上等）など実証運行に必要な計画を策定し、地域の市民及び自治会等に対し、実証運行計画を実行するための説明を行い、合意形成を図る。
- 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、これまでの取り組み内容及び実証運行計画策定の報告を受け、その適切性（責任分担、行政支援等）に関する協議を行った上で計画に対する助言及び承認を行う。

STEP 8 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行（3年以内）

- 地域検討組織・事業主体は、地域住民・自治会等に対し、課題解決に向けた実証運行の実施について説明会を開催し、地域の同意を得る。
- 事業主体は、実証運行に係る許可申請、停留所の設置、車両の調達など、実証運行の開始に向けた準備を行う。
- 地域検討組織・事業主体は、地域住民及び自治会等に対し、実証運行の実施に向けた周知を行うとともに、利用促進のためのPRを実施する。

- 事業主体は、実証運行計画に基づいて 3 年以内の期間で実証運行を行い、利用者数や収支状況を随時把握するとともに、地域検討組織に情報提供する。
- 地域検討組織は、事業主体から提供された情報を基に運行状況を検証し、必要に応じて実証運行計画の内容見直しを行う。
- 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、行政から実証運行期間中の状況等に関する報告を受け、運行継続の判断について協議する。

※運行継続条件を満たす場合は本格運行へ。
※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了する。

コミュニティバス・乗合タクシー等の本格運行

- 実証運行の結果、事業主体が運行継続を判断した場合および運行継続条件を満たす場合は、本格運行に移行する。